

1. 件名：中国電力株式会社 非常用ディーゼル発電機過給機の点検計画変更について
2. 日時：令和4年7月26日 14時00分～14時25分
3. 場所：原子力規制庁2階打ち合わせスペース
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）

東京支社 電源グループマネージャー 他1名

5. 要旨

中国電力から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、島根原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機の過給機の点検計画変更について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○島根原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）について、D/G（A）は、2023年6月から2022年10月に変更する。D/G（B）は、2022年7月から2024年6月に変更する。

○実施時期変更に伴う過給機への影響について島根原子力発電所のD/G過給機は、過去にタービンブレードの取り外しや再取付けを実施していないため、柏崎刈羽原子力発電所1号機と同様の事象は発生しないが、念のため計画的にレーシングワイヤ孔の位置測定を行う予定としていたものであり、過給機への影響はないと判断している。

原子力規制庁から以下のとおりコメントしたところ、中国電力から後日改めて説明する旨の回答があった。

○D/G（B）について当初の点検計画から約2年点検時期を変更することに対して、過給機への影響はないと判断している根拠。

6. 提出資料

- ・島根原子力発電所D/G過給機の水平展開実施計画の変更について

以上